松戸市立松飛台第二小学校いじめ防止基本方針

平成２６年 ２ 月１７日 策定
令和 ５ 年 ４ 月 ３日 改訂

本校は、いじめ防止対策推進法第１３条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

（１）「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
（２）いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
（３）いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
（４）家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連係を図り一体となっていじめの克服に取り組む。

２　児童の責務

（１）全ての児童は、いじめを行ってはならない。
（２）全ての児童は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
（３）全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する理解を深めなければならない。

３　学校及び教職員の責務

（１）学校及び学校の教職員は、関係者との連係を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
（２）学校及び学校の教職員は、在籍する児童等がいじめを受けていると思われたときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

４　いじめの定義（法２条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

第２　いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

（１）　学校におけるいじめ防止等のための組織等　※事案により柔軟に編成する。

ア　「いじめ防止等の対策のための組織」の設置

◎いじめ防止対策推進・不登校支援対策推進委員会

〈構成員〉

校長（総括）、教頭（渉外）、教務主任（調整、記録）、生徒指導主事（指導）、学年主任（指導）、養護教諭（セクハラ・パワハラ相談員）、**生活相談コーディネーター**（長欠・不登校対策）、**発達支援教育コーディネーター**（支援）、スクールカウンセラー（支援）

○生活指導部会（**共生教育涵養委員会**）

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、**教育相談コーディネーター**（長欠・不登校対策、）、**発達支援教育コーディネーター**、共生教育（人権感覚向上）担当、各学年生活指導担当、養護教諭（セクハラ・パワハラ相談員）

イ　組織の役割

◎いじめ防止対策推進・不登校支援対策推進委員会

・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正の中核としての役割

・いじめに対する組織的対応の中核としての役割

○生活指導部会（**共生教育涵養委員会**）

・日常的な児童観察の集約、欠席傾向からのいじめの発見、相談窓口の役割

・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係わる情報の収集と記録、共有を行う役割

・共生意識の醸成

（人権カレンダー等を活用したタイムリーな人権教育の推進）

・いじめ防止に係る相互尊重力の育成

（笑顔力・コミュニケーション能力の向上）

・いじめ防止に係る校内研修の企画と実施

ウ　会議の開催

◎いじめ防止対策推進・不登校支援対策推進委員会

・年２回の定例開催

・いじめの重大事案発生時の緊急会議の実施

○生活指導部会（**共生教育涵養委員会**）
・月１回の定例開催及び必要に応じて適宜開催

（２）　学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア　未然防止

ｉ　わかる授業の展開
ａ　「できるからやる」学習の展開
ｂ　教え、考えさせる授業の展開
ｃ　授業づくりのＰＤＣＡサイクルの活用

ii　道徳授業の充実
ａ　法やルールの意義や遵守の理解
ｂ　基本的生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成
ｃ　主体的に判断し、適性に行動できる人間の育成

iii　豊かな人間関係づくり
ａ　Ｑ－Ｕ調査を活用した「ルール」と「リレーション」のある学級づくり
ｂ　松戸市版「豊かな人間関係づくりプログラム」「いじめ防止プログラム」の活用
ｃ　異学年集団での活動の充実

iv　規範意識の育成
ａ　いじめ防止推進法の周知
ｂ　ネットリーフレットの活用によるネットいじめ防止の啓発
ｃ　生活規律や学習規律の確立

ｖ　児童会活動を中心とした自発的活動
ａ　「ストップ・ザ・いじめ」子どもの心を耕す標語大作戦の実施
ｂ　いのちを大切にするキャンペーンの取組
ｃ　児童総会や委員会活動でのいじめ撲滅宣言の実施
ｄ　なくそう「暴力や暴言」キャンペーンの実施
ｅ　朝のあいさつ運動の実施

vi　教師の人権意識の向上
ａ　いじめ事例・理論研修の実施（８月・１２月）
ｂ　教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解
ｃ　過度の競争意識等が児童のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることの共通理解
ｄ　体罰・セクハラアンケートの実施

イ　早期発見

ⅰ　定期的なアンケート調査（Ｑ－Ｕ調査）

a　毎月１回のせいかつアンケート調査

b　学年末の学校生活アンケートの実施

c　保護者対象の学校評価アンケートの実施

d　Ｑ－Ｕ調査を実施（５月実施・分析、１１月実施・分析）

ⅱ　教育相談

a　教育相談週間の実施（１２月）と保護者への啓発

b　教育相談日の設定（５、６、７，９、１１、１２、１、２月）

c　日常の教育相談の充実及び「話す勇気」を持つ指導の充実

ⅲ　児童観察

a　学年会での児童の情報交換の充実
チェック項目を決め、複数の職員による観察及び学年会による共通理解（月１回）

b　昼休みや休み時間の児童の人間関係の把握

ⅳ　相談窓口の周知

a　学校の相談窓口担当者（教頭・養護教諭）　プリントにて担当と周知
電話番号　０４７－３８５－４１１１

b　「あのね箱（投書箱）」の設置（２階会議室前）

c　いじめ相談専用ダイヤルカードの配布

ウ　早期対応

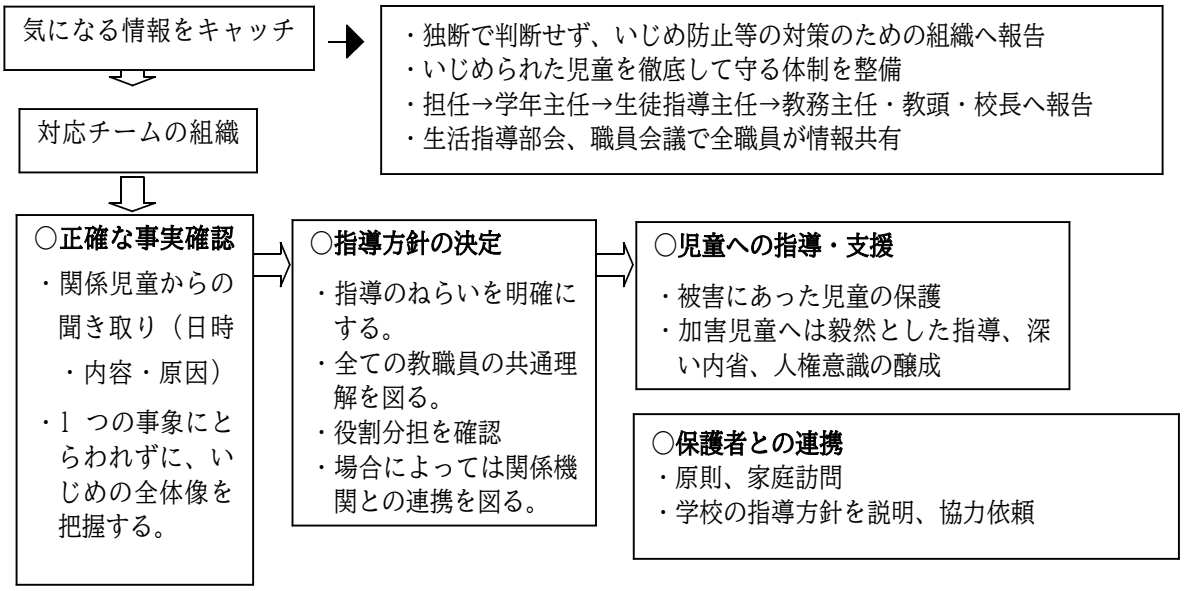

(ｱ)　対応チームの発足

a　「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に、対応チームを発足する。

b　対応チームのメンバーは学年職員、部活動顧問等、適切な対応ができるように、柔軟に構成する。

(ｲ)　正確な事実確認

a　1つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。

b　複数名で聞き取りを行う。

c　いじめた児童がいじめられた児童や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

(ｳ)　指導方針の決定

a　指導のねらいを明確にする。

b　全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。

c　場合によっては関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図る。

(ｴ)　いじめられた児童への支援

a　徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える

b　対応について説明し、不安な点を聞き取り対応策を示す。

c　表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。

(ｵ)　いじめた児童への指導

a　いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

b　自分はどうするべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。

c　保護者には事実を説明する。

d　学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。

(ｶ)　観衆、傍観者への指導

a　いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。

b　いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を児童に示す。

c　人権意識の醸成を図る。

エ　継続支援

(ｱ)　チームによる見守り

a　いじめられた児童に安心感を与え、心のケアを行う。

b　教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りを行う。

(ｲ)　定期的な個人面談

a　いじめ解決から断続的に個人面談を行い状況を把握する。

b　スクールカウンセラーによる、面談を実施する。

（ｳ） 家庭への定期連絡

a 児童との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。

b 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。

（ｴ） 進級、進学にともなう引継ぎ

a 情報共有のもと、生徒間の人間関係等の引継ぎを確実に行う。

b 小学校から中学校への進学に際しては、綿密に行う。

c 進学に際しては、卒業前に加害者、被害者児童ともに綿密に卒業後の指導を行う。

オ　家庭、地域等との連携

（ｱ） 家庭との連携

a 学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。

b いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。

（ｲ） ＰＴＡ（保護者）や松二小地域学校連携委員会（ホッとコミュニティ）等との連携（共育）

a 学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。

b ＰＴＡ役員といじめ問題について、協議する機会を設ける。

カ　関係機関との連携

（ｱ） 教育委員会との連携

a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。

b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。

c いじめの状況について報告し、情報を共有する。

d 出席停止措置について協議する。

（ｲ） 子ども家庭相談課、松戸市少年センターとの連携

a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。

b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。

c 生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生児童委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

（ｳ） 警察との連携

a いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る。

b 所轄の警察署との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

＜関係機関一覧＞　**※事案によっては、下記関係機関以外との連携もある。**

関係機関名	連絡先電話番号
松戸市教育委員会児童生徒課	０４７－３６６－７４６１
松戸市子ども家庭相談課	０４７－３６６－３９４１
松戸市少年センター	０４７－３６６－７４６４
松戸警察署	０４７－３６９－０１１０
柏児童相談所	０４－７１３１－７１７５
東葛少年センター	０４－７１６２－７８６７

２　重大事態への対処

(1)　重大事態とは

a　生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
b　相当の期間(３０日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
c　生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあった場合

(2)　重大事態の対処

a　重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課へ速やかに報告する。
b　教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
c　組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
d　調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
e　調査結果を、教育委員会指導課へ報告する。

３　学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

(1)　学校いじめ防止基本方針について

a　いじめの防止のための組織を中心に、全教職員及び保護者、地域住民、関係機関等の参画を得ながら、基本方針の点検や見直しを行う。
b　学校ホームページで公表する。
c　生徒や保護者及び関係機関に対し、学校いじめ防止基本方針について説明する。

(2)　いじめについての取組について

a　学校評価を活用し、いじめ防止の取組について、生徒、教職員、保護者が評価する。
b　評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。
c　評価結果を公表し、生徒、保護者、地域へと周知する。